

# 三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金 (第2期) 募 集 案 内

## 《目的》

三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金（第2期）は、エネルギー価格高騰の影響を受ける県内の中小企業者及び小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）に対し、特別高圧電力の使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とするものです。

## 《定義》

- 1 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「中小企業基本法」という。）第2条第1項に準じる次に掲げるものをいう。

業 種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- 2 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に準じる次に掲げるものをいう。

業 種	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

- 3 「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）から（3）

に該当する中小企業者が所有している中小企業者等  
(5) (1) から (3) に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等  
ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

- 4 「特別高圧電力」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特別高圧により供給される電力をいう。
- 5 「商業施設等」とは、ショッピングセンター等の商業施設、オフィスビル、工場、その他施設で、店舗やその他事業所が入居する施設をいう。

## 《支援対象者》

- 1 三重県内に本社又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する中小企業者等とします。
  - (1) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する中小企業者等
  - (2) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する商業施設等に入居する中小企業者等
- 2 上記に該当する場合でも、みなし大企業の場合は支援対象になりません。
- 3 1 に該当する場合でも、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を公的機関等が所有する場合は支援対象になりません。
- 4 支援を受けようとする電力が三重県が実施する他の燃料費高騰対策の対象になっていないこと。

## 《対象期間及び支援額》

- 1 支援対象は、令和 5 年 10 月（11 月検針分）から令和 6 年 3 月（4 月検針分）までの電力使用量分であり、支援額については令

和5年10月から令和6年3月の電力使用量に対して、1.8円/kWhを乗算した額とします。

- 2 特別高圧電力を受電している商業施設等に入居する中小企業者等で、電力使用量が把握できない場合に限り、商業施設等から請求された月の電気料金をもとに支援額を算出します。
- 3 支援単価に1円未満の単数が生じた場合は、対象月ごとにこれを切り捨てます。
- 4 他の公的機関等による同一の特別高圧電力経費に対する支援金等を受給している場合、実際に支払った特別高圧電力料金から、当該支援金等のうち特別高圧電力に相当する金額を差し引いた金額が、交付の上限額となります。
- 5 1事業者あたりの申請金額に上限はありません。ただし、予算額の上限に到達した場合には、支援金の募集を打ち切ります。

## 《交付申請》

- 1 支援金の交付を受けようとする者は、特別高圧電力料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、申請額計算書（様式第2号）ほか、次の各号に掲げる書類を下記申請書送付先に提出してください。
  - (1) 電力使用量が分かる書類
  - (2) 特別高圧電力を受電していることが分かる証明書  
（商業施設等に入居する中小企業者等については、商業施設等が特別高圧電力を受電していることが分かる証明書。事前に商業施設等が事務局に証明書を提出している場合に限り、(2)は省略可）  
※下記案内サイトで商業施設等を公表しております。
  - (3) 商業施設等に入居している場合、入居していることが分かる証明書（写しで可）
  - (4) 従業員数を確認できる公的な書類（写しで可。《定義》1に掲げる表のうち、該当業種と照合し、資本金の額が上回る場合のみ提出が必要）  
申請者が個人事業者の場合は、提出不要です。
  - (5) 申請日の前6か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写しで可。）個人事業主の場合は提出不要です。
  - (6) 振込先口座の情報（金融機関名、口座番号、名義人など）が分かる書類（通帳の写し等）
  - (7) 株主及び役員一覧表（様式第3号）  
申請者が個人事業者の場合は、提出不要です。

## (8) その他必要と認める書類

ただし、三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金（第1期）を申請済みの事業者は内容に変更がない場合、(2)～(6)の提出を省略することが出来ます。

- 2 交付申請について、同一の申請者につき一度限りとします。
- 3 申請書の提出については、簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

### ※申請書等のダウンロード先

「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」案内サイト  
<<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300408.htm>>

### ※申請書送付先

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階  
三重県中小企業団体中央会  
三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金事務局 宛

## 《申請受付期間》

申請受付期間は、令和6年4月10日から令和6年6月28日（消印有効）までです。

## 《支援金の交付決定及び通知》

- 1 特別高圧電力料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは、特別高圧電力料金高騰対策支援金（第2期）に係る交付決定及び支援額確定通知書を送付いたします。
- 2 支援金は、上記の規定により交付決定及び支援額確定を通知した後に、補助対象者が指定する銀行口座へ支払います。

## 《留意事項》

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定を取り消し、支援金の返還請求を行います。

- (1) 支援対象者が、支援金の交付申請を取り下げた場合
  - (2) 支援対象者が、法令、本募集案内に基づく処分若しくは指示に違反した場合
  - (3) 支援対象者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
  - (4) 支援対象者が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱別表に該当した場合
- 2 支援金の交付に関し円滑かつ適正な実行を図るため、必要に応じて書類の提出指示や是正指示、調査等を求めることがあります。
  - 3 支援金に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

### 《事務局・お問合せ先》

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階  
三重県中小企業団体中央会  
三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金事務局  
電話 059-228-5195  
(受付時間 平日9時～17時)

※本支援金事業は、三重県の財源により、三重県中小企業団体中央会が事務局となり実施しています。